

公表されるべき事項

国立大学法人東京学芸大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当の額については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を参考にし、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与を考慮して役員給与規則の改定を平成24年4月に実施し、本給月額を989,000円から984,000円とした。また国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、本給月額及び期末特別手当を9.77%減額して支給する

理事

国家公務員の給与を考慮して役員給与規則の改定を平成24年4月に実施し、本給月額を780,000円から776,000円とした。また臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、本給月額及び期末特別手当を9.77%減額して支給する改正を行った。

理事(非常勤)

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、非常勤役員手当を9.77%減額して支給する改正を行った。

監事

国家公務員の給与を考慮して役員給与規則の改定を平成24年4月に実施し、本給月額を724,000円から720,000円とした。また特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、本給月額及び期末特別手当を9.77%減額して支給する改正を行った。

監事(非常勤)

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、非常勤役員手当を9.77%減額して支給する改正を行った。

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 平成24年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|--------------|----------------|--------------|-------------|----------------------------------|----------|-------|----|
| | 千円 | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | |
| 法人の長 | 千円 16,709 | 千円 10,942 | 千円 4,389 | 千円 1,313 (地域手当) 64 (通勤手当) | | | |
| A理事 | 千円 13,247 | 千円 8,629 | 千円 3,461 | 千円 1,035 (地域手当) 120 (通勤手当) | | 3月31日 | |
| B理事 | 千円 13,291 | 千円 8,629 | 千円 3,461 | 千円 1,035 (地域手当) 164 (通勤手当) | 4月1日 | | |
| C理事 | 千円 13,204 | 千円 8,629 | 千円 3,461 | 千円 1,035 (地域手当) 78 (通勤手当) | | 3月31日 | |
| D理事 (非常勤) | 千円 0 | 千円 0 | 千円 | 千円 () | | | |
| A監事 (非常勤) | 千円 1,728 | 千円 1,728 | 千円 | 千円 () | 4月1日 | | ※ |
| B監事 (非常勤) | 千円 2,040 | 千円 2,040 | 千円 | 千円 () | | | * |

注: 総額、各内訳について 千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は一致しない。
 注1: 「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。
 注2: 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | 退職年月日 | 業績勘案率 | 摘要 | 前職 |
|------|---------|----------|-------|-------|-------|----|
| 法人の長 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし | |
| 理事 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし | |
| 監事 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし | |

注1: 「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。
 注2: 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費については、外部委託や雇用形態の多様化等を検討して、その節減に努力する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費のほとんどについて国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給・昇格を実施するほか、勤勉手当の成績率を決定する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

| 給与種目 | 制度の内容 |
|-------------------|------------------------------------------------------|
| 給与: 俸給月額 (昇格) | 勤務成績が特に良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。 |
| 給与: 俸給月額 (昇給) | 基準日前1年間における勤務成績の区分に応じた号俸数を昇給させる。 |
| 賞与: 勤勉手当 (査定分) | 基準日以前6月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される割合を乗じて得た額とする。 |

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ① 国家公務員の給与を考慮して職員給与規則の改定を平成24年4月に実施し、俸給月額を減額改定した。
- ② 平成24年4月に、平成18年度以降抑制していた昇給を36歳未満の職員に対して1号俸、30歳未満の職員に対して2号俸を回復させる措置を実施した。
- ③ 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

(職員について)

・実施期間: 平成24年7月～平成26年3月

・俸給表関係の措置の内容:

(▲9.77%)

一般職(一)7級以上, 教育職(一)5級以上, 医療職(一)8級以上, 医療職(二)7級以上

(▲7.77%)

一般職(一)3級から6級, 一般職(二)4級以上, 教育職(一)3級から4級, 教育職(二)特2級以上, 教育職(三)特2級以上, 医療職(一)3級から7級, 医療職(二)3級から6級

(▲4.77%)

一般職(一)2級以下, 一般職(二)3級以下, 教育職(一)2級以下, 教育職(二)2級以下, 教育職(三)2級以下, 医療職(一)2級以下, 医療職(二)2級以下

・諸手当関係の措置の内容:

管理職手当 (▲10%)□

地域手当 (職務の級ごとの割合▲4.77%から▲9.77%)□

期末手当(▲9.77%)

勤勉手当(▲9.77%)

退職者の給与 (職務の級ごとの割合▲4.77%から▲9.77%)□

1時間当たりの給与 (職務の級ごとの割合▲4.77%から▲9.77%)□

(役員について)

・俸給表関係の措置の内容: 本給月額(▲9.77%)

・諸手当関係の措置の内容:

地域手当 (▲9.77%)

期末特別手当(▲9.77%)

非常勤役員手当(▲9.77%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 平成24年度の年間給与額(平均) | | | |
|----------------------|-----|------|------------------|--------|-----|-------|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | うち通勤手当 | | |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | |
| 常勤職員 | 766 | 46.5 | 7,428 | 5,542 | 142 | 1,886 |
| 事務・技術 | 171 | 43.3 | 5,756 | 4,329 | 117 | 1,427 |
| 教育職種 (大学教員) | 308 | 51.6 | 8,856 | 6,489 | 152 | 2,367 |
| 技能・労務職種 | 5 | 46.7 | 4,814 | 3,657 | 110 | 1,157 |
| 教育職種 (附属高校教員) | 119 | 42.9 | 7,018 | 5,348 | 142 | 1,670 |
| 教育職種 (附属義務教育学校教員) | 158 | 42.8 | 6,883 | 5,241 | 145 | 1,642 |
| 教育職種 (外国人教師等) | 3 | 47.2 | 7,121 | 5,320 | 247 | 1,801 |
| その他医療職種 (看護師) | 2 | | | | | |
| 再任用職員 | 1 | | | | | |
| 事務・技術 | 1 | | | | | |

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないため、表を省略している。

注：常勤職員「技能・労務職種」とは、調理師、用務員、農場作業員である。

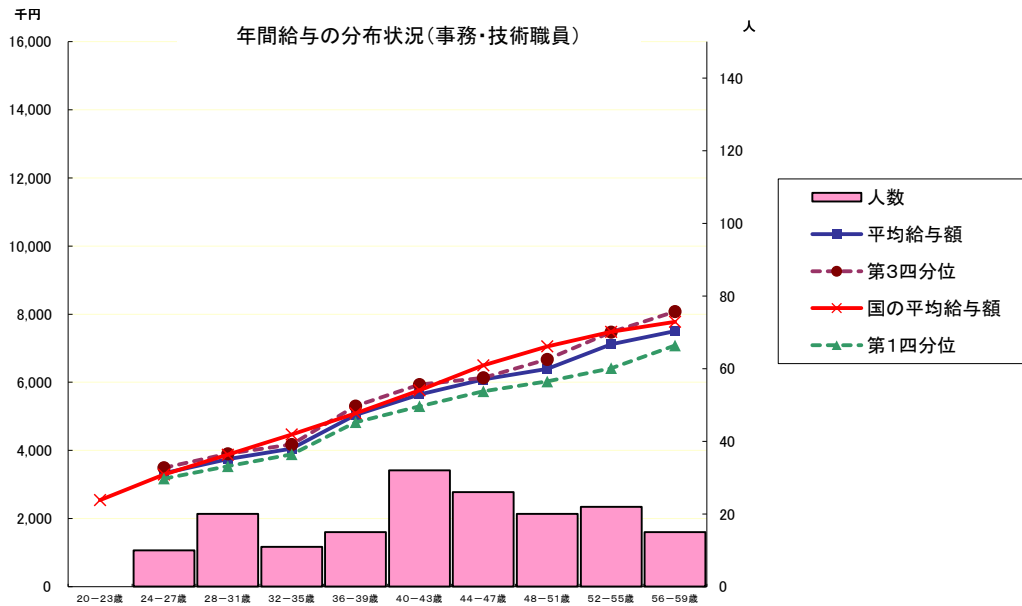
注：常勤職員「教育職種(附属高校教員)」には、附属国際中等教育学校及び附属特別支援学校の教員を含み、「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注：常勤職員「その他医療職種(看護師)」並びに再任用職員「事務・技術」については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注：在外職員、任期付職員及び、非常勤職員については、該当者がいないため、表を省略している。

注：再任用職員「教育職種(大学教員)」については、該当者がいないため、表を省略している。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／)[再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

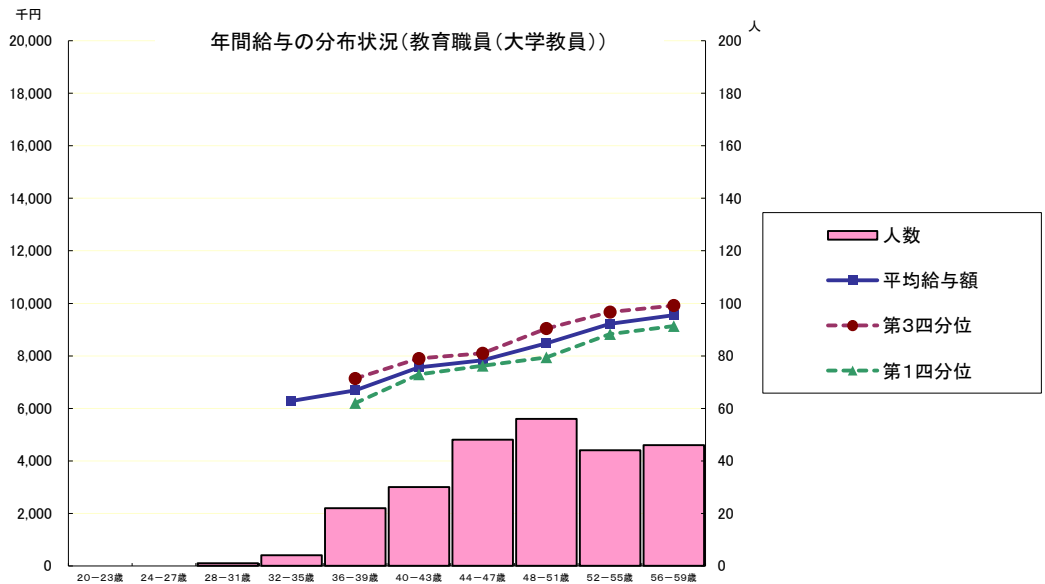


注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | | 平均 | 四分位 | |
|-------------|----|------|-------|----|-------|-----|-------|
| | | | 第1分位 | 千円 | | 千円 | 第3分位 |
| 局長 | 0 | 歳 | | 千円 | 千円 | | 千円 |
| 部長 | 3 | 55.8 | | 千円 | 9,528 | | 千円 |
| 課長 | 13 | 54.5 | 7,521 | 千円 | 7,895 | | 8,121 |
| 課長補佐 | 16 | 54.0 | 6,589 | 千円 | 6,900 | | 7,081 |
| 係長 | 80 | 46.3 | 5,632 | 千円 | 5,975 | | 6,296 |
| 主任 | 21 | 39.6 | 4,727 | 千円 | 4,985 | | 5,302 |
| 係員 | 38 | 29.7 | 3,484 | 千円 | 3,684 | | 3,947 |

注：部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注: 年齢28~31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与については表示していない。

注: 年齢32~35歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | |
|-------------|------|-------|---------|----------|
| | | | 第1分位 | 第3分位 |
| 教授 | 168人 | 56.9歳 | 9,113千円 | 10,053千円 |
| 准教授 | 115人 | 45.4歳 | 7,416千円 | 8,122千円 |
| 講師 | 19人 | 44.7歳 | 6,438千円 | 7,591千円 |
| 助教 | 6人 | 41.5歳 | 5,970千円 | 6,669千円 |

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| 区分 | 計 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|--------------------|------------|----------|----------|-------------|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 標準的な職位 | | 局長 | 局長 | 局長 | 部長 | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係長・主任 | 係員 | 係員 |
| 人員 (割合) | 171 (%) | 0 (%) | 0 (%) | 1 (0.6%) | 2 (1.2%) | 10 (5.8%) | 12 (7.0%) | 33 (19.3%) | 73 (42.7%) | 31 (18.1%) | 9 (5.3%) |
| 年齢(最高～最低) | | } | } | } | } | 58 47 | 58 41 | 59 46 | 58 35 | 41 27 | 28 25 |
| 所定内給与 年額(最高～最低) | | 千円 } | 千円 } | 千円 } | 千円 } | 千円 6,422 } | 千円 5,835 } | 千円 5,321 } | 千円 4,854 } | 千円 3,742 } | 千円 2,807 } |
| 年間給与額 (最高～最低) | | 千円 } | 千円 } | 千円 } | 千円 } | 千円 8,590 } | 千円 7,708 } | 千円 7,117 } | 千円 6,578 } | 千円 4,933 } | 千円 3,594 } |
| | | | | | | 7,449 | 6,471 | 5,904 | 4,109 | 3,374 | 3,109 |

注： 7級～8級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

教育職員(大学教員)

| 区分 | 計 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|--------------------|------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|----------|
| 標準的な職位 | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助教 |
| 人員 (割合) | 308 (%) | 168 (54.5%) | 115 (37.3%) | 19 (6.2%) | 6 (1.9%) | 0 (%) |
| 年齢(最高～最低) | | 64 46 | 64 34 | 59 34 | 54 28 | } |
| 所定内給与 年額(最高～最低) | | 千円 8,494 } | 千円 6,751 } | 千円 6,112 } | 千円 5,232 } | 千円 } |
| 年間給与額 (最高～最低) | | 千円 11,792 } | 千円 9,305 } | 千円 8,326 } | 千円 6,964 } | 千円 } |
| | | 7,403 | 5,894 | 5,790 | 4,319 | |

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % 61.8 | % 64.5 | % 63.2 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 38.2 | % 35.5 | % 36.8 |
| | 最高～最低 | % 44.6～33.2 | % 46.8～30.1 | % 45.7～32.6 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % 64.1 | % 67.0 | % 65.6 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 35.9 | % 33.0 | % 34.4 |
| | 最高～最低 | % 43.0～32.1 | % 40.2～29.4 | % 39.8～30.9 |

教育職員(大学教員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % 60.2 | % 63.2 | % 61.7 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 39.8 | % 36.8 | % 38.3 |
| | 最高～最低 | % 43.0～33.5 | % 40.2～29.7 | % 41.6～32.3 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % 64.8 | % 67.4 | % 66.1 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 35.2 | % 32.6 | % 33.9 |
| | 最高～最低 | % 43.0～32.2 | % 40.2～29.9 | % 41.6～31.2 |

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| | |
|----------------|-------|
| 対国家公務員(行政職(一)) | 95.3 |
| 対他の国立大学法人等 | 105.0 |

(教育職員(大学教員))

| | |
|------------|-------|
| 対他の国立大学法人等 | 100.7 |
|------------|-------|

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

(参考)

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

| 項目 | 内容 |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指数の状況 | 対国家公務員 95.3 |
| | 参考 |
| | 地域勘案 97.5 |
| | 学歴勘案 95.0 地域・学歴勘案 97.7 |
| 国に比べて給与水準が高く なっている定量的な理由 | 【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未達となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。 |
| 給与水準の適切性の検証 | 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 65.8% (国からの財政支出額 8,666百万円、支出予算の総額 13,174百万円:平成24年度予算) 【検証結果】 対国家公務員指数等を勘案し、給与水準は適正であると考え。 |
| 講ずる措置 | 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円 (平成23年度決算) 当法人の運営活動に必要な経費がそのほとんどについて国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。 |

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 100.8

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔 なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。 〕

III 総人件費について

| 区 分 | 当年度 (平成24年度) | 前年度 (平成23年度) | 比較増△減 | 中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減 |
|---------------------|-----------------|-----------------|----------------------------|-----------------------------|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 千円 6,738,631 | 千円 7,176,813 | 千円 (%) △438,182 (△ 6.1) | 千円 (%) △501,266 (△ 6.9) |
| 退職手当支給額 (B) | 千円 674,583 | 千円 539,383 | 千円 (%) 135,200 (25.1) | 千円 (%) △86,385 (△11.4) |
| 非常勤役職員等給与 (C) | 千円 687,830 | 千円 648,361 | 千円 (%) 39,469 (6.1) | 千円 (%) 66,390 (10.7) |
| 福利厚生費 (D) | 千円 930,167 | 千円 953,896 | 千円 (%) △23,729 (△ 2.5) | 千円 (%) 14,930 (1.6) |
| 最広義人件費 (A+B+C+D) | 千円 9,031,211 | 千円 9,318,453 | 千円 (%) △287,242 (△ 3.1) | 千円 (%) △506,331 (△ 5.3) |

総人件費について参考となる事項

1. 人件費増減の理由

・ 給与、報酬等支給総額

前年度と比較し6.1%減となっている。これは、教職員の退職者の後任補充の凍結などを行い、職員の計画的人員削減を行っている結果である。また、経済社会情勢を鑑み、平成24年4月から俸給表の減額改定及び特例法に基づく給与減額を実施したことにより減額となった。特例法に基づく規則改正の削減額(予算額)については下記のとおりである。

削減額 338,230 千円

※職種の人数が少なく個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、減額の総額を記載した。

役員 4,538 千円

非常勤役職員 296 千円

・ 退職手当支給額

前年度と比較し25.1%増となっているが、退職した職員数が増加したためである。また「国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、支給率の引下げを行った。支給率の引き下げに伴う削減額については以下のとおりである。

事務・技術 7,576 千円

教育職職種(大学教員) 17,320 千円

教育職職種(附属高校教員) 6,267 千円

教育職職種(附属義務教育学校教員) 2,461 千円

・ 非常勤役職員等給与

前年度と比較し6.1%増となっているが、定年退職者の後任補充の凍結に伴い特任教員等を配置したこと及び競争的資金等により雇用される非常勤職員が増加したことによるものである。

・ 最広義人件費

上記の理由を総合し、3.1%減となった。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき役員については平成25年1月から、職員については平成25年2月から以下の措置を講ずることとした。

・ 役職員の退職手当について、支給率の引き下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要:

調整率の引き下げを行った。

現行 100分の104

平成25年1月から平成25年9月 100分の98

平成25年10月から平成26年6月 100分の92

平成26年7月以降 100分の87

職員に関する講じた措置の概要

調整率の引き下げを行った。

現行 100分の104

平成25年2月から平成25年9月 100分の98

平成25年10月から平成26年6月 100分の92

平成26年7月以降 100分の87